② ＰＦＩ法第９条の規定に該当しない者であること。

③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

④ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑤ 第一次審査提出書類の提出期限の日から開札の日までの期間に、関東地方整備局長から「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年３月29日付け建設省厚第91号、令和２年12月25日国会公契第22号にて改正）に基づく指名停止を受けていないこと。また、「地方支分部局所掌の建設コンサルタント業務等請負契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成10年８月５日付け建設省厚契発第33号）及び「国土交通省所管の物品等調達契約に係る指名停止等の取扱いについて」(平成14年10月29日付け国官会第1562号）に基づく指名停止を受けていないこと。

⑥ 本事業に係るアドバイザー業務に携わった株式会社長大及びはぜのき法律事務所あるいはこれらの者と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑦ 関東地方整備局が設置した国道17号北本⑸電線共同溝ＰＦＩ事業有識者等委員会の委員が属する企業又はその企業と資本関係又は人的関係において関連のある者でないこと。

⑧ 上記⑥及び⑦において、「資本関係又は人的関係においての関連のある者」の詳細は入札説明書による。

⑶ 設計企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる調査・設計業務を実施する者（以下「設計企業」という。)は、次の①から④までの要件を満たさなければならない。ただし、調査・設計業務に係る調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②又は事業監理業務の実績を有する者若しくは２⑷に掲げる工事企業の参加資格要件②を満足する者であれば良いものとする。事業監理業務の詳細は入札説明書による。

① 関東地方整備局における令和５・６年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

② 次のいずれかの実績（設計共同企業体にあっては、分担業務としての実績について１件以上）を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年４月１日以降本事業の公告日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。

ア 電線共同溝の実施（詳細）設計業務

イ 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

③ 次に掲げる基準を満たす管理技術者を配置できること。

ア 管理技術者は次に掲げるいずれかの資格を有すること。

ａ 技術士（総合技術監理部門：建設部門関連科目、建設部門）

ｂ 国土交通省登録技術者資格（施設分野：道路、業務：計画・調査・設計）

ｃ 土木学会認定技術者(特別上級土木、上級土木、１級土木)(設計)

ｄ ＲＣＣＭ（上記⒝を除く）

イ 次のいずれかの実績を有すること。ただし、国、特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務で、平成26年４月１日以降本事業の公告日までに完了し、引渡済みの業務（発注者から直接請け負った者として実施した業務）とする。なお、上記の期間に、産前産後休業（労働基準法（昭和22年法律第49号）第65条第１項又は第２項の規定による休業)、育児休業（育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成３年法律第76号）第２条第１号に規定する休業）及び介護休業（同条第２号に規定する休業）（以下単に「休業」という。)を取得した場合は、当該休業の期間に相当する期間に応じて実績として求める期間(以下「評価対象期間」という。)を延長することができるものとし、この場合においては、休業を取得したことを証明する書類を添付する。

ａ 電線共同溝の実施（詳細）設計業務

ｂ 電線共同溝の基本（予備・概略）設計業務

ウ 外国資格を有する技術者（わが国及びＷＴＯ政府調達協定締約国その他建設市場が開放的であると認められる国等の業者に所属する技術者に限る。)については、あらかじめ技術士相当又はＲＣＣＭ相当との国土交通大臣認定（旧建設大臣を含む。以下同じ。)(不動産・建設経済局（旧土地・建設産業局及び旧総合政策局も含む。以下同じ。)建設市場整備課）を受けている必要がある。なお、第一次審査提出書類の提出期限までに当該認定を受けていない場合にも第一次審査提出書類を提出することができるが、この場合、第一次審査提出書類提出時に当該認定の申請書の写しを提出するものとし、当該業者が指名されるためには競争参加資格確認結果の通知の日までに大臣認定を受け、認定書の写しを提出しなければならない。

④ 上記②、③の実績として挙げた業務実績が国土交通省及び内閣府沖縄総合事務局開発建設部（農業、漁港、港湾空港関係を除く開発建設部関係事務所を含む）の発注した業務に係る実績である場合にあっては、評定点が60点未満のものは、実績として認めない。

上記②、③「特殊法人等、地方公共団体、地方公社、公益法人又は大規模な土木工事を行う公益民間企業が発注した業務」及び④において、詳細は入札説明書による。

⑷ 工事企業の参加資格要件　代表企業、構成員又は協力企業のうち、１⑸に掲げる工事業務を実施する者（以下「工事企業」という。)は、次の①から③までの要件を満たさなければならない。

ただし、工事業務に係る本施設の所有権移転業務及び調整業務のみを実施する者はこの限りでなく、次の②の要件又は２⑶に掲げる設計企業の参加資格要件②を満たせば良いものとする。

① 関東地方整備局（港湾空港関係を除く。)における令和５・６年度「アスファルト舗装工事」の一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。(会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、関東地方整備局が別に定める手続に基づく一般競争（指名競争）参加資格の再認定を受けていること。)

② 平成21年４月１日以降に元請けとして完成・引渡しが完了し、下記の条件を満足する同種工事を施工した実績を有すること。なお、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率20％以上の場合のものに限る。ただし、乙型ＪＶ（異工種ＪＶ）の同種工事の施工実績については、出資比率に関わらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。

ア 電線共同溝工事であること。

イ 供用中の現道上において、夜間道路交通を規制しながら行った車道の舗装工事であること。

上記ア、イは同一工事でなくてもよい。